

教育委員会告示第 4 号

太子町教育委員会外部評価委員設置要綱（令和 2 年教育委員会告示第 13 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 19 日

太子町教育委員会教育長 糸 井 香 代 子

第 3 条第 1 項中「4 人」を「6 人」に改め、同条第 2 項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 子ども・子育て支援に関し知見を有する者

第 6 条中「管理課」の次に「、こどもえがお課」を加える。